

**地方公共団体における公文書等の保存、利用等に関する実態調査、平成元年12月末日現在〈都道府県・指定都市〉**

国立公文書館編  
東京 編者発行 1991. 3  
26cm

本書は、「昭和63年6月1日の公文書館法施行に伴い、同法を所管する総理府・国立公文書館では、同法の適正な運用を図るため、地方公共団体における公文書等の保存、利用等に関する実態を把握することを目的に」(はしがき)行った実態調査の報告書である。

調査票は平成元年(1989年)12月6日付で47都道府県及び11指定都市の文書主管部局に送付され、同年12月31日現在における公文書等の実態について18の質問に対する回答を求めたものである。調査票は巻頭に掲げられているが、記入要領は収録されていない。

回答は都道府県、指定都市に分けて集計が行われ、総括表及び12種の細目表・別表が作成された。はしがき中には凡例に代わる取り

まとめの要領三点が示されている。

集計表は全42ページに及ぶが、特にこれに関する説明や記述は施されず、目的どおり、実態の把握、つまりデータベースが形成されたことがわかる。これを詳細に分析・検討する仕事は公文書館法の運用の範囲に含まれるのだろうか。含まれないとすれば、その仕事は誰が引きうけるのだろうか。

ともあれ、この種の新たなデータベースの出現はいつだって歓迎されるものである。

小川 千代子

**公文書等の集中管理—保存・利用のための移管の重要性について—**

国立公文書館編  
東京 編者発行 1991. 7  
68 p 26cm

日本では、「現用文書以外の文書の公開制度として公文書館制度があり、公文書の散逸を防止し、歴史的、行政的に価値のある文書を一般に公開する趣旨から、作成後30年を経過した公文書等については、各省庁から国立公文書館に移管され、原則公開されることになっている。文書のライフサイクルを考慮した適切な文書管理を推進し、現用文書以外の文書の公開を促進するなど、情報公開を推進する上で公文書館制度の果たす役割は大きく、同制度の一層の整備、充実も重要な課題である」(第一法規『情報公開』P. 15)とされている。(下線筆者)

さて、その整備・充実が課題となっている公文書館制度も、国立公文書館設立を起点として20周年を迎えるに至った。本書はその「国立公文書館設立20周年にあたって」(副題)編まれた小冊子である。実はこれと同じタイトルで昭和51(1976)年に出された小冊子があり、本書はその改訂版と言って良い。昭和51年の初版は、「公文書等の保存及び公開並びにその前提として必要不可欠な公文書等の移管の重要性について、各省庁の理解を得、移管事務の円滑な運営を図ることを目的として作

成」された。これに対し、本書では移管の重要性については「各省庁の理解を得、我が国の国立公文書館としての責務を果たすべく、その業務も逐次充実してきている」(はしがき)と、20年の歩みを語っている。公文書館法の施行で公文書館の設置運営に関する基準事項の法的根拠が確定されたが、なお、「公文書館法の趣旨について認識を深め、各省庁の一層の理解と協力を得て、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用並びにその前提となる公文書等の移管事務がより一層円滑に進められることを目的」として、本書は作成された。その構成をみると、初版を基本とはしつつも相当に工夫・改訂されていることが察せられる。特に初版ではわずか4頁に過ぎなかった付録即ち関連資料が、本書では30頁以上に及んでいる点は、感慨深い。20年間、国立公文書館が積み上げてきた経験と実績は、言ってみればこの付録の中に凝縮されているのである。ところで20年前には夢のような話でしかなかったワープロが、今では紙とえんぴつと同じようにありふれた事務用品にまで普及した。本書はこのワープロ印字をそのまま製版しているので、その観点でも20年の歩みを見ることが出来るだろう。だが、初版の活版印刷にくらべ見栄えだけは一歩及ばない。技術革新は必ずしも改良改善にばかりはつながらぬようだ。なお文中引用した同名の小冊子初版は、A6判34頁、昭和51年3月、国立公文書館、非売品、品切。 小川 千代子